



長野労働局発表 (25-48)
平成 25 年 11 月 19 日
テレビ・インターネット 11 月 19 日 15 時解禁
新聞 11 月 20 日朝刊解禁

担 当	職業安定部 職業対策課 課 長 久保 進
	課長補佐 中條 浩一 障害者雇用担当官 上野 大一郎 電話 026(226)0866 内線 2363

平成25年 長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果 (平成25年6月1日現在)

平成25年4月1日の法定雇用率改定後、初めての公表となります。

～雇用障害者数は増加・実雇用率も上昇・過去最高を更新～ 民間企業の障害者の実雇用率は1.88%

長野労働局(局長 高森 洋志)では、長野県内における平成25年6月1日現在の民間企業、地方公共団体等の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

※ 法定雇用率は平成25年4月1日に改定

民間企業 1.8%⇒2.0% 国・地方公共団体等 2.1%⇒2.3%
都道府県等の教育委員会 2.0%⇒2.2%

【集計結果の主なポイント】

【民間企業(法定雇用率 2.0%)】

- ① 対象企業(50人以上規模)数は1,472社で、前年比13.8%(179社)増加。
- ② 雇用されている障害者の数は5,220.0人で、前年比7.3%(354.5人)増加し、過去最高。
- ③ 実雇用率は1.88%となり、前年比0.05ポイント上昇し、過去最高を更新。
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は53.5%(787社)で、前年比7.4ポイント低下。

【地方公共団体の機関】

〔法定雇用率 2.3%の機関〕(県、市町村等)

- ① 対象107機関のうち90機関で法定雇用率を達成(前年は対象106機関のうち86機関で達成)。
- ② 実雇用率は2.24%で、前年比0.07ポイント上昇。
- ③ 在職している障害者の数は715.5人で、前年比5.7%(38.5人)増加。

〔法定雇用率 2.2%の機関〕(県教育委員会等)

- ① 対象2機関のうち1機関で法定雇用率を達成(前年と同じ)。
- ② 実雇用率は1.94%で、前年比0.04ポイント低下。
- ③ 在職している障害者の数は247.0人で、前年比3.1%(8.0人)減少。

【今後の方針】

民間企業においては、雇用障害者数が増加するとともに、実雇用率も上昇していますが、対象企業の4割を超える企業が未だに法定雇用率未達成となっていること、及び公的機関でも未達成機関があることから、長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率の引き上げを踏まえた雇用率達成指導を引き続き実施するとともに、更なる障害者の雇用促進に向けた取組に努めることとしています。

障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

平成 25 年 6 月 1 日現在

1 民間企業

○ 概況 (第 1 表)

2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(50人以上規模)1,472社(前年 1,293 社)において雇用されている障害者の数は 5,220.0 人で、前年より 7.3%(354.5 人)増加し、過去最高となった。

雇用されている障害者のうち、身体障害者は 3,584.5 人(対前年比 5.1%増)、知的障害者は 1,341.0 人(同 9.2%増)、精神障害者は 294.5 人(同 29.5%増)となり、精神障害者が大幅に増加した。

実雇用率は、過去最高の 1.88%(全国 16 位。前年は 1.83%)となり、全国平均(1.76%)を上回ってはいるものの、法定雇用率を下回ることとなった。

法定雇用率達成企業の割合は 53.5%(787 社)で、前年を 7.4 ポイント下回った。

達成企業割合 53.5%は全国 13 位。母集団が 1,000 社以上の 23 都道府県の中では全国 2 位(P14 参照)。

○ 企業規模別状況 (第 2 表)

雇用されている障害者の数は、50~300 人未満規模企業で 2,521.5 人で雇用障害者数全体の 48.3%を占めている。

また、100~300 人未満規模企業、300~500 人未満規模企業、500~1,000 人未満規模企業、1,000 人以上規模企業で前年より増加した。なお、56~100 人未満規模企業では、7.4%の減少となっている。

実雇用率は、総じて前年を上回ったが、56~100 人未満規模企業についてのみ 0.25 ポイント前年を下回った。

雇用率達成企業の割合は、全ての規模の区分で前年より低下したが、いずれも全国平均を上回っている。

これを規模別にみると、1,000 人以上規模企業で実雇用率 2.07%、雇用率達成企業割合 63.2%と前年に引き続き高水準を維持している。

一方、50~56 人未満規模企業では、実雇用率は 2.93%と 1,000 人以上規模企業を上回っているものの、雇用率達成企業割合は 41.9%と最も低くなっている。

○ 産業別状況（第3表）

雇用されている障害者の数は、製造業が最も多く全体の45.6%（同前年45.7%）を占め、次いで医療・福祉17.7%、卸売・小売業10.3%、サービス業4.4%、複合サービス事業4.0%の順となっている。

実雇用率では、生活関連サービス・娯楽業が3.56%で最も高く、次いで医療・福祉2.36%となり、これらの産業では法定雇用率を上回っている。次いでサービス業1.91%、製造業1.89%、運輸業・郵便業1.88%の順となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合が最も高い産業は医療・福祉70.2%であり、次いで製造業55.5%、建設業53.8%の順となり、これらの産業では県の達成企業の割合を上回っている。次いでサービス業52.5%、運輸業・郵便業51.9%、金融・保険業、生活関連サービス・娯楽業、複合サービス事業がともに50.0%の順となっている。なお、最も低かった産業はその他の産業29.4%であり、次いで学術研究、専門・技術サービス業30.8%となっている。

2 地方公共団体等（第4、5表）

2.3%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は107機関（前年106機関）、在職している障害者数は715.5人で前年に比べ38.5人増加し、実雇用率も2.24%となり前年より0.07ポイント上昇した。

法定雇用率を達成している機関は90機関で、達成機関の割合は84.1%（前年81.1%）であった。

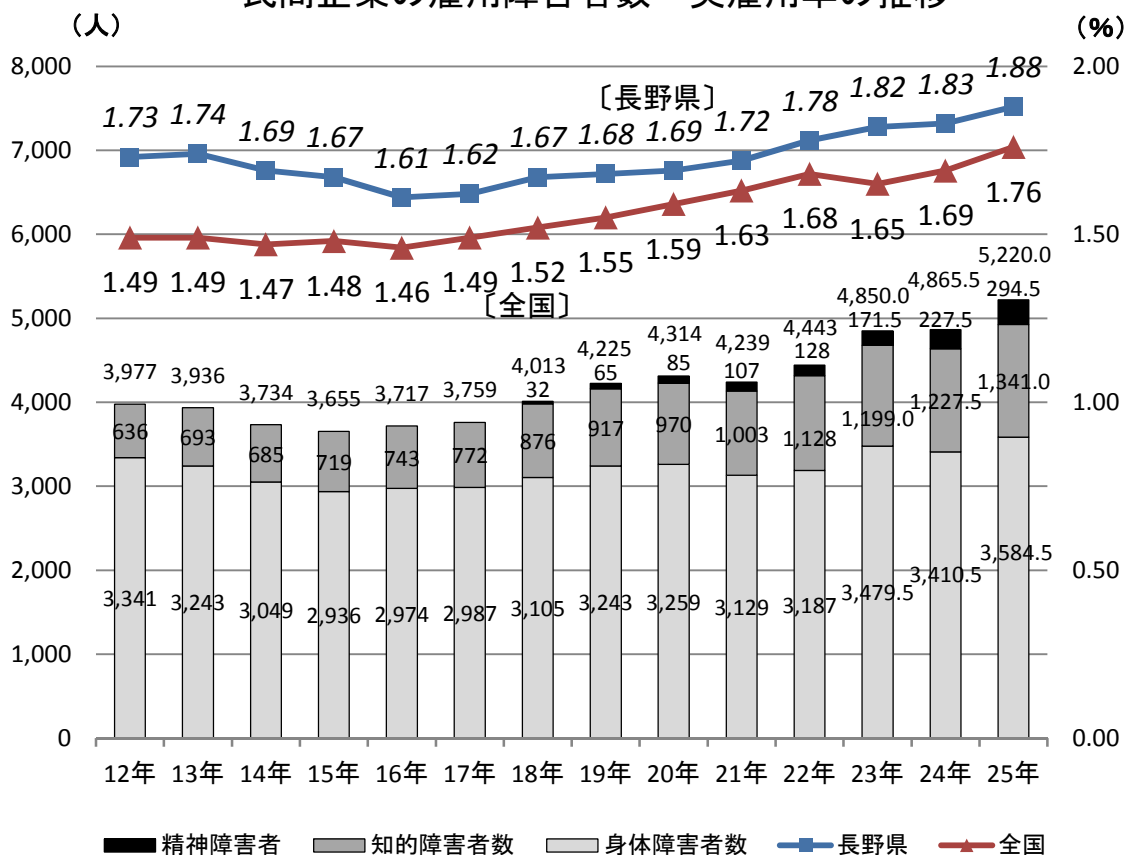
2.2%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は2機関（前年同数）、在職している障害者の数は247.0人で前年に比べ8.0人減少し、実雇用率は1.94%で前年より0.04ポイント低下した。

2.3%の法定雇用率が適用される地方独立行政法人等の機関は、2機関（前年同数）、在職している障害者の数は9.0人で前年に比べ3.0人増加し、実雇用率は0.77%で前年より0.22ポイント上昇した。

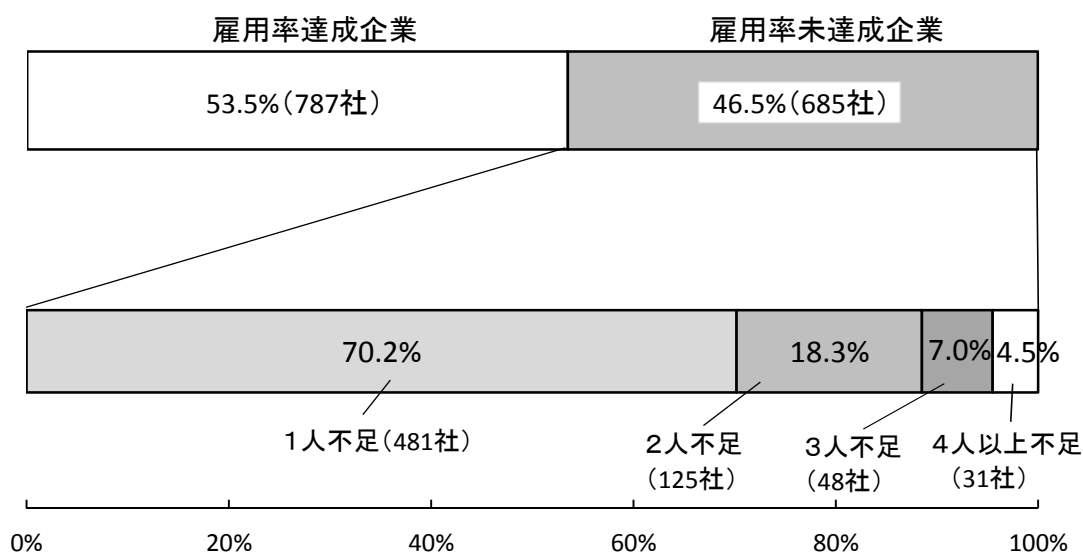
なお、地方公共団体等の雇用状況は第6表及び第7表のとおりとなっている。

グラフで見る障害者の雇用状況

民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移

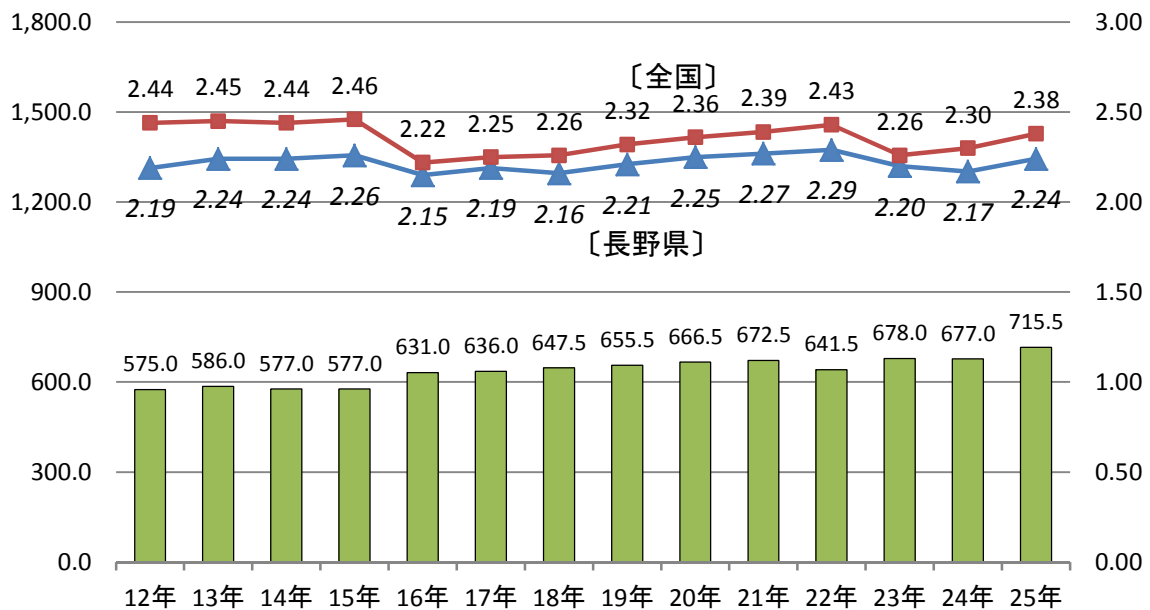


法定雇用率達成企業・未達成企業の割合

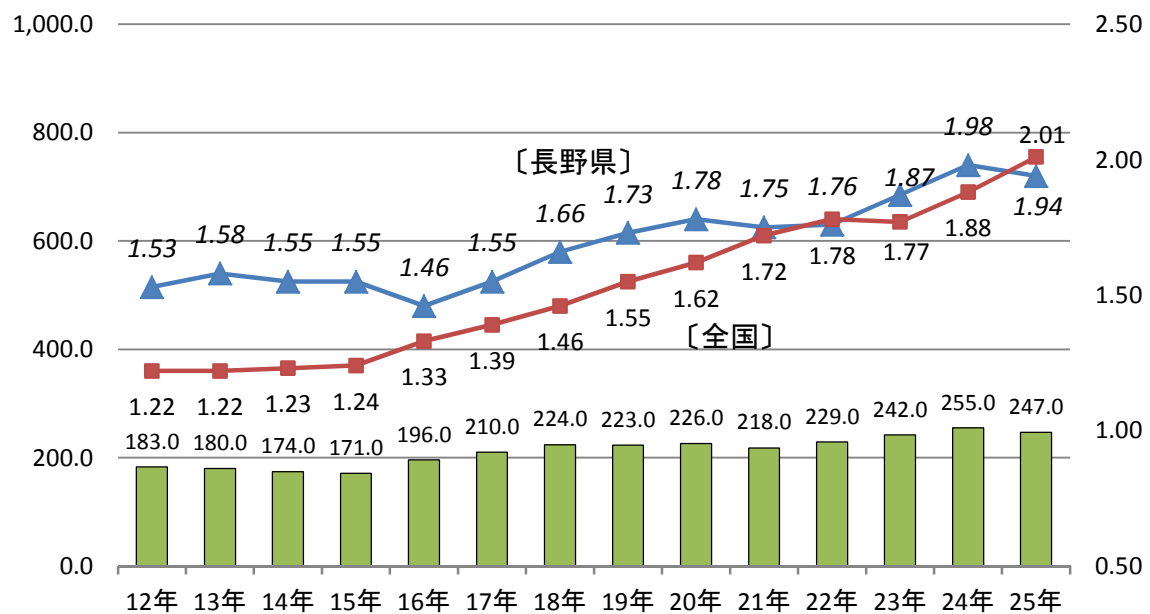


地方公共団体の雇用障害者数・実雇用率の推移

法定雇用率 2.3% が適用される機関



法定雇用率 2.2% が適用される機関



第1表 民間企業の雇用状況

平成25年6月1日現在
()内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,472	278,282.5	5,220.0	1.88	1.76	53.5	42.7
	(1,293)	(265,823.0)	(4,865.5)	(1.83)	(1.69)	(60.9)	(46.8)
前年比	13.8%	4.7%	7.3%	0.05	0.07	-7.4	-4.1

第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

平成25年6月1日現在
()内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対する 割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
50～56人 未満	129	6,773.0	198.5	3.8%	2.93	1.56	41.9	34.5	72.5
前年比									
56～100人 未満	588	42,890.5	704.5	13.5%	1.64	1.39	55.3	44.5	259.0
	(544)	(40,196.5)	(760.5)	(15.6%)	(1.89)	(1.39)	(59.4)	(43.7)	(215.5)
前年比	8.1%	6.7%	-7.4%	-2.1	-0.25	0.00	-4.1	0.8	20.2%
100～300 人未満	559	87,537.0	1,618.5	31.0%	1.85	1.52	54.0	43.5	418.5
	(555)	(87,505.0)	(1,539.5)	(31.6%)	(1.76)	(1.44)	(60.7)	(48.5)	(332.0)
前年比	0.7%	0.0%	5.1%	-0.6	0.09	0.08	-6.7	-5.0	26.1%
300～500 人未満	100	36,504.5	655.0	12.5%	1.79	1.71	57.0	39.7	114.5
	(98)	(35,504.5)	(636.5)	(13.1%)	(1.79)	(1.63)	(68.4)	(46.8)	(80.0)
前年比	2.0%	2.8%	2.9%	-0.6	0.00	0.08	-11.4	-7.1	43.1%
500～1,000 人未満	77	49,845.0	912.0	17.5%	1.83	1.77	48.1	37.6	111.5
	(79)	(51,464.5)	(904.5)	(18.6%)	(1.76)	(1.70)	(59.5)	(47.1)	(100.0)
前年比	-2.5%	-3.1%	0.8%	-1.1	0.07	0.07	-11.4	-9.5	11.5%
1,000人以上	19	54,732.5	1,131.5	21.7%	2.07	1.98	63.2	41.7	35.5
	(17)	(51,152.5)	(1,024.5)	(21.1%)	(2.00)	(1.90)	(76.5)	(57.5)	(21.0)
前年比	11.8%	7.0%	10.4%	0.6	0.07	0.08	-13.3	-15.8	69.0%
計	1,472	278,282.5	5,220.0	100.0%	1.88	1.76	53.5	42.7	1011.5
	(1,293)	(265,823.0)	(4,865.5)	(100.0%)	(1.83)	(1.69)	(60.9)	(46.8)	(748.5)
前年比	13.8%	4.7%	7.3%		0.05	0.07	-7.4	-4.1	35.1%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

平成25年6月1日現在
()内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
建 設 業	52 (49)	6,745.5 (6,377.0)	97.0 (93.0)	1.9% (1.9%)	1.9 (1.9)	1.44 (1.46)	1.58 (1.52)	53.8 (55.1)	43.1 (47.3)	33.0 (27.0)
前 年 比	6.1%	5.8%	4.3%	0.0	0.0	-0.02	0.06	-1.3	-4.2	6.0
製 造 業	596 (524)	125,719.5 (120,431.0)	2,378.0 (2,225.5)	45.6% (45.7%)	4.0 (4.2)	1.89 (1.85)	1.86 (1.81)	55.5 (62.4)	50.6 (55.4)	380.5 (286.0)
前 年 比	13.7%	4.4%	6.9%	-0.1	-0.2	0.04	0.05	-6.9	-4.8	94.5
情 報 通 信 業	36 (35)	5,416.5 (5,769.0)	69.0 (73.0)	1.3% (1.5%)	1.9 (2.1)	1.27 (1.27)	1.48 (1.42)	38.9 (45.7)	22.1 (27.1)	29.5 (25.0)
前 年 比	2.9%	-6.1%	-5.5%	-0.2	-0.2	0.00	0.06	-6.8	-5.0	4.5
運 輸 業 ・ 郵 便 業	77 (62)	9,533.0 (8,499.0)	179.5 (172.5)	3.4% (3.5%)	2.3 (2.8)	1.88 (2.03)	1.82 (1.74)	51.9 (69.4)	47.9 (51.2)	42.5 (22.0)
前 年 比	24.2%	12.2%	4.1%	-0.1	-0.5	-0.15	0.08	-17.5	-3.3	20.5
卸 売 ・ 小 売 業	195 (172)	36,423.5 (35,311.0)	538.0 (509.0)	10.3% (10.5%)	2.8 (3.0)	1.48 (1.44)	1.56 (1.48)	41.5 (47.1)	31.8 (36.0)	178.5 (137.5)
前 年 比	13.4%	3.2%	5.7%	-0.2	-0.2	0.04	0.08	-5.6	-4.2	41.0
金 融 ・ 保 険 業	20 (19)	9,827.0 (9,867.0)	172.0 (163.5)	3.3% (3.4%)	8.6 (8.6)	1.75 (1.66)	1.83 (1.76)	50.0 (52.6)	33.6 (41.7)	22.5 (16.0)
前 年 比	5.3%	-0.4%	5.2%	-0.1	0.0	0.09	0.07	-2.6	-8.1	6.5
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	19 (12)	2,192.0 (1,698.5)	21.5 (15.0)	0.4% (0.3%)	1.1 (1.3)	0.98 (0.88)	1.43 (1.39)	31.6 (25.0)	29.9 (33.7)	18.5 (13.0)
前 年 比	58.3%	29.1%	43.3%	0.1	-0.2	0.10	0.04	6.6	-3.8	5.5
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	13 (13)	1,599.0 (1,649.0)	22.5 (25.0)	0.4% (0.5%)	1.7 (1.9)	1.41 (1.52)	1.61 (1.50)	30.8 (30.8)	29.8 (34.3)	14.0 (13.5)
前 年 比	0.0%	-3.0%	-10.0%	-0.1	-0.2	-0.11	0.11	0.0	-4.5	0.5
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	36 (32)	8,224.0 (8,046.0)	143.0 (144.0)	2.7% (3.0%)	4.0 (4.5)	1.74 (1.79)	1.68 (1.58)	44.4 (65.6)	38.8 (40.9)	36.5 (17.5)
前 年 比	12.5%	2.2%	-0.7%	-0.3	-0.5	-0.05	0.10	-21.2	-2.1	19.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	42 (39)	4,968.0 (5,969.0)	177.0 (153.5)	3.4% (3.2%)	4.2 (3.9)	3.56 (2.57)	1.98 (1.94)	50.0 (59.0)	35.9 (38.6)	35.0 (24.0)
前 年 比	7.7%	-16.8%	15.3%	0.2	0.3	0.99	0.04	-9.0	-2.7	11.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	21 (15)	2,957.0 (2,570.5)	37.0 (35.0)	0.7% (0.7%)	1.8 (2.3)	1.25 (1.36)	1.45 (1.42)	42.9 (66.7)	36.3 (41.5)	17.5 (10.5)
前 年 比	40.0%	15.0%	5.7%	0.0	-0.5	-0.11	0.03	-23.8	-5.2	7.0
医 療 ・ 福 祉	225 (198)	39,203.0 (35,975.5)	926.0 (836.0)	17.7% (17.2%)	4.1 (4.2)	2.36 (2.32)	2.05 (1.98)	70.2 (75.3)	53.7 (56.7)	99.5 (80.5)
前 年 比	13.6%	9.0%	10.8%	0.5	-0.1	0.04	0.07	-5.1	-3.0	19.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	24 (23)	11,570.0 (10,756.0)	210.5 (193.0)	4.0% (4.0%)	8.8 (8.4)	1.82 (1.79)	1.63 (1.59)	50.0 (65.2)	41.6 (49.2)	33.0 (20.0)
前 年 比	4.3%	7.6%	9.1%	0.0	0.4	0.03	0.04	-15.2	-7.6	13.0
サ ー ビ ス 業	99 (89)	12,139.5 (11,870.5)	232.0 (221.0)	4.4% (4.5%)	2.3 (2.5)	1.91 (1.86)	1.80 (1.70)	52.5 (60.7)	39.7 (43.0)	56.5 (46.0)
前 年 比	11.2%	2.3%	5.0%	-0.1	-0.2	0.05	0.10	-8.2	-3.3	10.5
そ の 他	17 (11)	1,765.0 (1,034.0)	17.0 (6.5)	0.3% (0.1%)	1.0 (0.6)	0.96 (0.63)	1.91 (1.84)	29.4 (36.4)	47.4 (53.5)	14.5 (10.0)
前 年 比	54.5%	70.7%	161.5%	0.2	0.4	0.33	0.07	-7.0	-6.1	4.5
計	1,472 (1,293)	278,282.5 (265,823.0)	5,220.0 (4,865.5)	100.0% (100.0%)	3.6 (3.8)	1.88 (1.83)	1.76 (1.69)	53.5 (60.9)	42.7 (46.8)	1,011.5 (748.5)
前 年 比	13.8%	4.7%	7.3%		-0.2	0.05	0.07	-7.4	-4.1	263.0

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。

※ 産業区分のうち「その他」は、(農林漁業)と(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

第4表 地方公共団体における雇用状況

平成25年6月1日現在
()内は前年

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	107	31,907.0	715.5	2.24	2.38	90	32.0
	(106)	(31,199.0)	(677.0)	(2.17)	(2.30)	(86)	(21.5)
雇用率2.2%が 適用される機関	2	12,754.0	247.0	1.94	2.01	1	34.0
	(2)	(12,866.5)	(255.0)	(1.98)	(1.88)	(1)	(3.0)

第5表 地方独立行政法人等

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.3%が 適用される機関	2	1,170.0	9.0	0.77	1.84	1	17.0
	(2)	(1,092.0)	(6.0)	(0.55)	(1.70)	(1)	(16.0)

第6表 地方公共団体における雇用状況
(1) 法定雇用率2.3%が適用される機関の状況

平成25年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	31,907.0	715.5	2.24	32.0	
長野県機関 計	5,558.0	132.5	2.38	0.0	
長野県知事部局	5,130.0	123.5	2.41	0.0	特例認定あり(注4 a)
長野県警察	428.0	9.0	2.10	0.0	
市町村機関 計	26,349.0	583.0	2.21	32.0	
長野市	2,578.0	60.0	2.33	0.0	
松本市	2,201.5	50.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4 b)
上田市	1,282.0	30.0	2.34	0.0	
岡谷市	449.0	10.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4 i)
飯田市	990.5	17.0	1.72	5.0	
諏訪市	345.0	8.0	2.32	0.0	
須坂市	400.0	9.0	2.25	0.0	特例認定あり(注4 e)
小諸市	447.0	6.0	1.34	4.0	特例認定あり(注4 f)
伊那市	957.5	22.5	2.35	0.0	特例認定あり(注4 c)
駒ヶ根市	212.0	4.0	1.89	0.0	
中野市	347.0	8.0	2.31	0.0	
大町市	909.5	23.0	2.53	0.0	特例認定あり(注4 k)
飯山市	420.0	6.0	1.43	3.0	特例認定あり(注4 d)
茅野市	505.0	11.0	2.18	0.0	特例認定あり(注4 h)
塩尻市	353.0	8.0	2.27	0.0	
千曲市	387.0	7.0	1.81	1.0	
佐久市	774.0	14.0	1.81	3.0	
東御市	357.0	7.0	1.96	1.0	
安曇野市	636.0	15.0	2.36	0.0	
佐久穂町	211.0	5.0	2.37	0.0	
軽井沢町	222.0	5.0	2.25	0.0	
御代田町	189.5	3.0	1.58	1.0	特例認定あり(注4 g)
立科町	74.0	1.0	1.35	0.0	
長和町	97.0	5.0	5.15	0.0	
下諏訪町	165.0	3.0	1.82	0.0	
富士見町	160.5	4.0	2.49	0.0	
辰野町	285.5	6.5	2.28	0.0	特例認定あり(注4 j)
箕輪町	185.0	2.0	1.08	2.0	注 5
飯島町	90.0	3.0	3.33	0.0	
松川町	89.0	2.0	2.25	0.0	
高森町	93.0	3.0	3.23	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
阿南町	72.0	1.0	1.39	0.0	
上松町	63.0	3.0	4.76	0.0	
南木曾町	90.0	2.0	2.22	0.0	
木曾町	227.0	6.0	2.64	0.0	
池田町	108.0	2.5	2.31	0.0	
坂城町	112.0	3.0	2.68	0.0	
小布施町	60.0	2.0	3.33	0.0	
山ノ内町	176.0	4.0	2.27	0.0	
信濃町	119.0	3.0	2.52	0.0	
飯綱町	95.0	2.0	2.11	0.0	
川上村	66.0	2.0	3.03	0.0	
南相木村	48.0	1.0	2.08	0.0	
北相木村	54.0	0.0	0.00	1.0	
青木村	94.0	3.0	3.19	0.0	
原村	68.0	1.0	1.47	0.0	
南箕輪村	90.0	2.0	2.22	0.0	
中川村	80.0	2.0	2.50	0.0	
宮田村	93.0	2.0	2.15	0.0	
阿智村	120.0	2.0	1.67	0.0	
天龍村	46.0	1.0	2.17	0.0	
喬木村	50.0	1.0	2.00	0.0	
豊丘村	103.0	2.0	1.94	0.0	
木祖村	64.0	1.0	1.56	0.0	
王滝村	50.0	3.0	6.00	0.0	
大桑村	70.0	2.0	2.86	0.0	
山形村	73.0	1.0	1.37	0.0	
朝日村	65.0	1.0	1.54	0.0	
筑北村	153.0	2.0	1.31	1.0	
松川村	86.0	2.0	2.33	0.0	
白馬村	86.0	1.0	1.16	0.0	
小谷村	69.0	3.0	4.35	0.0	
高山村	74.0	1.0	1.35	0.0	
小川村	51.0	0.0	0.00	1.0	
木島平村	77.0	1.0	1.30	0.0	
野沢温泉村	64.0	1.0	1.56	0.0	
栄村	103.0	3.0	2.91	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
長野市上下水道事業	203.5	5.0	2.46	0.0	
松本市立病院	258.0	5.0	1.94	0.0	
岡谷市病院事業	222.0	5.0	2.25	0.0	
上田市上下水道局	99.5	2.0	2.01	0.0	
飯田市立病院	517.5	11.0	2.13	0.0	
伊那中央行政組合	462.0	10.5	2.27	0.0	
伊南行政組合	253.5	2.0	0.79	3.0	注 6
佐久市立国保浅間総合病院	308.0	8.5	2.76	0.0	
諏訪中央病院組合	599.5	11.0	1.83	2.0	
飯綱町立飯綱病院	94.0	2.0	2.13	0.0	
信濃町立信越病院	91.0	1.0	1.10	1.0	
国保依田窪病院	163.5	5.0	3.06	0.0	
軽井沢病院	82.0	1.0	1.22	0.0	
佐久穂町立千曲病院	75.5	0.0	0.00	1.0	注 7
長野広域連合	409.0	11.0	2.69	0.0	
松塩筑木曾老人福祉施設組合	334.0	8.0	2.40	0.0	
上田地域広域連合	84.0	1.0	1.19	0.0	
上伊那広域連合	68.5	3.0	4.38	0.0	
北信広域連合	307.5	7.5	2.44	0.0	
木曾広域連合	101.5	3.0	2.96	0.0	
佐久広域連合	127.0	3.0	2.36	0.0	
北アルプス広域連合	81.0	1.0	1.23	0.0	
諏訪広域連合	74.0	2.0	2.70	0.0	
佐久市教育委員会	250.5	6.5	2.59	0.0	
上田市教育委員会	383.5	9.0	2.35	0.0	
東御市教育委員会	119.0	3.0	2.52	0.0	
駒ヶ根市教育委員会	87.0	2.0	2.30	0.0	
諏訪市教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
飯田市教育委員会	344.5	8.0	2.32	0.0	
塩尻市教育委員会	80.0	2.0	2.50	0.0	
安曇野市教育委員会	77.0	2.0	2.60	0.0	
千曲市教育委員会	64.0	1.0	1.56	0.0	
佐久穂町教育委員会	49.5	0.0	0.00	1.0	
軽井沢町教育委員会	44.0	0.0	0.00	1.0	
下諏訪町教育委員会	51.0	4.0	7.84	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
高森町教育委員会	72.5	2.0	2.76	0.0	
山ノ内町教育委員会	52.0	3.0	5.77	0.0	
信濃町教育委員会	81.0	3.5	4.32	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- a 長野県知事部局は平成21年12月4日長野県企業局と特例承認を受けている。
- b 松本市は平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例承認を受けている。
- c 伊那市は平成19年5月22日伊那市教育委員会と特例承認を受けている。
- d 飯山市は平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例承認を受けている。
- e 須坂市は平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例承認を受けている。
- f 小諸市は平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例承認を受けている。
- g 御代田町は平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例承認を受けている。
- h 茅野市は平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例承認を受けている。
- i 岡谷市は平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例承認を受けている。
- j 辰野町は平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例承認を受けている。
- k 大町市は平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例承認を受けている。
- 5 箕輪町においては、11月1日現在において、障害者の数は4.0人、実雇用率2.16%、不足数0.0人となっている。
- 6 伊南行政組合においては、9月1日現在において、障害者の数は5.0人、実雇用率1.97%、不足数0.0人となっている。
- 7 佐久穂町立千曲病院においては、10月3日現在において、障害者の数は1.0人、実雇用率1.33%、不足数0.0人となっている。

(2) 法定雇用率2.2%が適用される機関の状況

平成25年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	12,754.0	247.0	1.94	34.0	
長野県教育委員会	12,057.0	231.0	1.92	34.0	
長野市教育委員会	697.0	16.0	2.30	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第7表 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

平成25年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	1,170.0	9.0	0.77	17.0	
長野県住宅供給公社	113.0	2.0	1.77	0.0	
長野県立病院機構	1,057.0	7.0	0.66	17.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

都道府県別の実雇用率等の状況（平成25年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	1.76	0.07	全国	42.7	△4.1	12,709	／ 36,697
1	山口	2.33	0.05	佐賀	63.6	△5.8	335	／ 527
2	福井	2.27	0.00	宮崎	59.3	△5.9	415	／ 700
3	奈良	2.22	0.07	香川	59.2	△0.8	449	／ 759
4	佐賀	2.17	0.04	島根	57.2	△5.1	297	／ 519
5	大分	2.15	0.05	和歌山	57.2	△3.4	309	／ 540
6	沖縄	2.12	0.17	鹿児島	56.2	△3.5	591	／ 1,051
7	長崎	2.10	0.02	奈良	55.8	△3.5	277	／ 496
8	熊本	2.08	0.11	大分	55.0	△3.7	388	／ 705
9	宮崎	2.04	0.08	高知	54.4	△2.0	264	／ 485
10	和歌山	2.03	0.14	富山	54.3	△3.0	509	／ 937
11	鹿児島	2.02	0.10	長崎	53.9	△3.1	491	／ 911
12	高知	1.94	△0.04	鳥取	53.6	△3.0	211	／ 394
13	京都	1.93	0.13	長野	53.5	△7.4	787	／ 1,472
14	岡山	1.93	0.11	徳島	53.3	△4.5	215	／ 403
15	島根	1.89	0.01	沖縄	53.0	△4.7	432	／ 815
16	長野	1.88	0.05	滋賀	51.8	△2.9	381	／ 735
17	岩手	1.87	0.08	熊本	51.5	△2.9	573	／ 1,112
18	香川	1.86	0.11	福井	51.3	△4.3	326	／ 636
19	北海道	1.85	0.07	秋田	51.1	△0.2	339	／ 664
20	広島	1.84	0.06	山形	50.3	△2.1	421	／ 837
21	兵庫	1.84	0.05	山口	49.6	△6.8	426	／ 859
22	滋賀	1.81	0.03	岩手	49.6	△2.6	447	／ 902
23	富山	1.80	0.09	岐阜	49.0	△3.9	648	／ 1,322
24	山形	1.79	0.15	石川	48.4	△4.2	441	／ 912
25	青森	1.78	0.08	群馬	48.1	0.3	609	／ 1,267
26	徳島	1.78	0.10	岡山	47.9	△1.9	623	／ 1,301
27	鳥取	1.77	△0.03	茨城	47.4	△4.0	641	／ 1,351
28	福岡	1.76	0.07	兵庫	47.4	△6.6	1,426	／ 3,011
29	大阪	1.76	0.07	京都	46.9	△2.8	745	／ 1,588
30	岐阜	1.74	0.04	福島	46.6	△1.8	565	／ 1,213
31	愛媛	1.73	0.02	三重	46.4	△3.8	459	／ 989
32	群馬	1.73	0.14	青森	46.3	△1.2	385	／ 831
33	静岡	1.72	0.07	山梨	46.3	△6.4	238	／ 514
34	東京	1.72	0.06	栃木	46.2	△3.3	485	／ 1,049
35	埼玉	1.71	0.09	静岡	46.0	△2.9	1,187	／ 2,580
36	千葉	1.71	0.08	北海道	45.6	△4.5	1,425	／ 3,124
37	宮城	1.71	0.08	福岡	45.6	△4.3	1,459	／ 3,202
38	山梨	1.70	0.01	新潟	44.7	△2.9	734	／ 1,643
39	福島	1.69	0.05	千葉	44.3	△4.6	898	／ 2,026
40	石川	1.69	0.12	広島	44.2	△4.3	887	／ 2,007
41	愛知	1.68	0.07	愛媛	43.9	△6.9	390	／ 889
42	神奈川	1.68	0.05	宮城	43.0	△3.4	576	／ 1,339
43	栃木	1.68	0.09	大阪	40.7	△4.2	2,822	／ 6,942
44	秋田	1.67	0.11	愛知	40.6	△3.2	2,171	／ 5,350
45	茨城	1.66	0.07	神奈川	40.0	△5.1	1,631	／ 4,077
46	新潟	1.65	0.06	埼玉	39.9	△4.0	1,077	／ 2,702
47	三重	1.60	0.03	東京	28.4	△5.3	5,008	／ 17,626

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考
	長野	全国	長野	全国			
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (～昭和62年まで) 	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正
55	1.53	1.13	62.6	51.6			
56	1.55	1.18	63.6	53.4			
57	1.59	1.22	63.5	53.8			
58	1.56	1.23	63.0	53.5			
59	1.57	1.25	64.7	53.6			
60	1.57	1.26	66.1	53.5			
61	1.51	1.26	65.8	53.8			
62	1.48	1.25	62.3	53.0			
63	1.59	1.31	60.2	51.5			
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6			
2	1.64	1.32	60.5	52.2			
3	1.65	1.32	61.6	51.8			
4	1.67	1.36	60.2	51.9			
5	1.72	1.41	60.8	51.4			
6	1.73	1.44	61.3	50.4			
7	1.72	1.45	60.1	50.6			
8	1.74	1.47	60.0	50.5			
9	1.75	1.47	61.4	50.2			
10	1.75	1.48	60.8	50.1	1.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント) ・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント) ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 (平成5年～平成17年まで) 	除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月～)
11	1.70	1.49	54.8	44.7			
12	1.73	1.49	55.1	44.3			
13	1.74	1.49	55.5	43.7			
14	1.69	1.47	54.0	42.5			
15	1.67	1.48	51.8	42.5			
16	1.61	1.46	50.6	41.7			
17	1.62	1.49	51.6	42.1			
18	1.67	1.52	53.0	43.4			
19	1.68	1.55	53.3	43.8			
20	1.69	1.59	56.7	44.9			
21	1.72	1.63	54.9	45.5			
22	1.78	1.68	56.9	47.0			
23	1.82	1.65	57.0	45.3			
24	1.83	1.69	60.9	46.8			
25	1.88	1.76	53.5	42.7	2.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者(重度はダブルカウント) ・知的障害者(重度はダブルカウント) ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) (平成18年～平成22年まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月～) ・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月～)
25	1.88	1.76	53.5	42.7			

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 …… {
 - 一般の民間企業 …………… 2. 0%
 - （50人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2. 3%
 - {
 - 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
 - 独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 3%
- （43.5人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2%
- （45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP17参照）。

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船舶用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶電航等の事業	90%	80%